

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、児童手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、児童手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年12月21日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ◎ 事務の内容		(以下を追記) 上記の事務においてマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合は、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を含む。 上記の事務には、公的給付支給等口座登録運用関係の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）。	事前	番号法の改正に伴う修正
令和4年12月21日	I-2 システム2 ◎ システムの機能	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバ及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報提供ネットワークシステム（連携対象）の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバ）と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターネット）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターネット）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバ及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会、提供の機能を有する。 1 符号管理 符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※ 符号：情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる覚えやすい番号（団体内統合）宛名番号、「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（住民登録システム、地方システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会、情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介として取りする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバ）と情報照会内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターネット）と情報照会（※）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 ※ インターフェイスシステム、情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム、符号の生成・情報連携の場、情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ◎ 特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ◎ 送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ◎ 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ◎ データの暗号化や復号が必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ◎ 情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

<p>令和4年12月21日</p> <p>1-2 システム3 ○システムの機能</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム、自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 （参考） 中間サーバー・ソフトウェア 自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のソフトウェア部分。審判委員会に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）。</p>	<p>事後</p> <p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>1-2 システム4 ○システムの機能</p>	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザーの認証を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号・個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザーの認証を行う。</p>	<p>事後</p> <p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>

<p>令和4年12月21日</p> <p>I-2 システム5 ◎システムの機能</p>	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を用意する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住基異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送る。</p> <p>※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバ）への情報転送 番号別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送る。</p> <p>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で送る。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバ）への情報転送 世帯情報のうち、番号別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>I-2 システム6 ◎システムの機能</p>	<p>システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し社会保険業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用するとともに、個人（および法人）を管理し、宛名情報、応対記録、口座情報及び税務から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。</p> <p>1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保険システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保険宛名管理 社会保険業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保険システムへ情報連携する。また、住基外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。</p> <p>4 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保険業務として把握した対象者について、社会保険業務として管理している番号を連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し社会保険業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税務から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報の連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤（税宛名）からの課税情報の連携 システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保険システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保険宛名の管理 社会保険業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保険システムへ情報連携する。また、住基外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。</p> <p>4 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保険業務として把握した対象者について、社会保険業務で管理している番号を連携する。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>I-2 システム7 ◎システムの機能</p>	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構（※）への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※機構、地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LOWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>

令和4年12月21日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。）	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	記載誤りがあったため今回の見直しで根拠を修正
令和4年12月21日	I-5 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会）の根拠 第4欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第二欄（事務）に「児童手当法」が含まれる項（74、75の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条、第53条 （別表第二における情報照会）の根拠 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	番号法の改正に伴う修正 誤記の修正 記載漏れがあったため今回の見直しで根拠を追加 表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年12月21日	II-2 基本情報 対象となる本人の範囲	児童手当の支給資格者・その配偶者	児童手当の支給者及びその世帯員	事後	記載内容に不足があったため今回の見直しで修正表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年12月21日	II-2 基本情報 記録される項目 主な記録項目		(以下を追記) [○] 個人番号対応符号 [○] その他（口座情報・連携ファイル関係情報）	事前	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	II-2 基本情報 記録される項目 その妥当性		○ その他（口座情報・連携ファイル関係情報）：利用希望により公金受取口座へ手当を振り込むために保有	事前	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	II-3 特定個人情報の入手・使用 の入手元		(入手元にデジタル庁を追記) [○] 行政機関・独立行政法人（日本年金機構、デジタル庁）	事前	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	II-3 特定個人情報の入手・使用 の方法	○ 請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を受理する。 ○ 提出された書類の内容についての審査を行う（その際、同一実施機関内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある）。 ○ 請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ○ 同一実施機関内他部署、他団体からの照会を受け、児童手当に関する情報の提供を行う。	1 請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を受理する。 2 提出された書類の内容についての審査を行う（その際、同一実施機関内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある）。 3 請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 4 児童手当に関する情報について、同一実施機関内他部署、他団体への照会を行い、又は照会に対する情報提供を行う。 5 公金受取口座へ手当を振り込む。	事前	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	II-3 特定個人情報の入手・使用 の方法 情報の統合	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 3 認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 4 任意外者の認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 5 認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。	(1) 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 (2) 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 (3) 認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 (4) 任意外者の認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 (5) 認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	II-4 委託事項1 委託における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	委託先の変更に伴う修正

令和4年12月21日	Ⅱ-4 委託事項1 ◎委託先名	札幌総合情報センター株式会社	株式会社北海道日立システムズ	事後	委託先の変更に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅱ-4 委託事項1 ◎再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託先の変更に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅱ-4 委託事項2 ◎委託先名	競争入札により決定する。	株式会社恵和ビジネス	事後	委託先の変更に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅱ-4 委託事項2 ◎再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託先の変更に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている 3件 <input type="checkbox"/> 移転 を行っている 5件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている 4件 <input type="checkbox"/> 移転 を行っている 2件	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先1 ◎法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 26項	番号法第19条第8号別表第二 26項	事後	番号法の改正に伴う号ずれに かかる修正
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先2 ◎法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 20項	番号法第19条第8号別表第二 20項	事後	番号法の改正に伴う号ずれに かかる修正
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先3 ◎法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 87項	番号法第19条第8号別表第二 87項	事後	番号法の改正に伴う号ずれに かかる修正
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4	-	独立行政法人日本学生支援機構	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎法令上の根拠	-	番号法第19条第8号別表第二 106項	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎提供先における用途	-	独立行政法人日本学生支援機構法による学 費の貸与及び支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎提供する情報	-	児童手当関係情報	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎提供する情報の対象となる 本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎提供する情報の対象となる 本人の範囲	-	「2. ◎対象となる本人の範囲」と同じ	事後	番号法の改正に伴う重要な変 更

令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎ 提供方法	—	〔○〕情報提供ネットワークシステム	事後	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 提供先4 ◎ 時期・頻度	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法の改正に伴う重要な変更
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先1	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 保健福祉局総務部保護課、保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先1 ◎ 移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第9条第1項に掲げる別表第1に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先1 ◎ 移転する情報	児童手当・特例給付の支給に関する情報	児童手当関係情報	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先2	保健福祉局総務部総務課	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 子ども未来局子育て支援部保育推進課 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、健康・子ども課	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先2 ◎ 法令上の根拠	番号法9条第2項 利用条例第4条第2項	番号法9条2項、利用条例第4条第3項	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先2 ◎ 移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先2 ◎ 移転する情報	児童手当・特例給付の支給に関する情報	児童手当関係情報	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 法令上の根拠	番号法9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2（第17項）	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 移転する情報	児童手当・特例給付の支給に関する情報	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 移転方法	〔○〕その他（システム基盤）	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先3 ◎ 時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都度、随時	—	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	-	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 法令上の根拠	番号法9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2（第31 項）	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実 施若しくは児童又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 移転する情報	児童手当・特例給付の支給に関する情報	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 移転する情報の対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 移転方法	[○]その他（システム基盤）	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先4 ◎ 時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都 度、随時	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 法令上の根拠	番号法9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2（第34 項）	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものため の教育・保育給付の支給、地域子ども・子 育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関 する事務であって規則で定めるもの	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 移転する情報	児童手当・特例給付の支給に関する情報	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 移転する情報の対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ◎ 対象となる本人の範囲」と同じ	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 移転方法	[○]その他（システム基盤）	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。
令和4年12月21日	Ⅱ-5 移転先5 ◎ 時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都 度、随時	-	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあたら ない。

<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>▼情報システム部の管理する情報システム等における措置</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>▼外部記憶媒体を用いる場合における措置</p> <p>1 暗号化機能を持った製品を使用し、保存する情報は必ず暗号化する。</p> <p>2 保存の必要性がなくなった情報は直ちに削除する。</p> <p>3 不使用時は施錠管理する。</p> <p>4 外部記憶媒体利用制御システムにより、登録されていない外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。</p> <p>5 管理簿を作成し、利用者、利用日、利用目的、保存する情報の概要等を記録する。</p> <p>▼ファイルサーバにおける措置</p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 免振装置を備えたラックに保管し、無停電電源装置を備え付け、災害対応を行っている。</p> <p>4 冗長化対策を施し、ディスクの一部が破損した場合であっても運用できる。</p> <p>5 専用のウイルススキャンサーバを設置し、常時スキャンを行っている。</p> <p>6 バックアップは別筐体に日次で行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	<p>特定個人情報の保管場所の変更に係る重要な変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>		<p>(以下を追加)</p> <p>341 口座情報登録・連携ファイル関係情報</p>	<p>事前</p>	<p>番号法の改正に伴う修正。対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p>3 電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者を表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>4 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-3 リスク1 リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 児童手当に関する業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤（社会保険宛名）において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 児童手当業務以外の情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。</p>	<p>1 児童手当業務に関する宛名情報は、システム基盤（社会保険宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 児童手当業務以外の情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検など札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）に基づき手続を行わなければならない。</p> <p>3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-3 その他の措置の内容</p>	<p>1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門にて管理している。</p> <p>2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。</p> <p>3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。</p>	<p>1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門にて管理している。</p> <p>2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。</p> <p>3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>

<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</p>	<p><児童手当業務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p>	<p>事後</p> <p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-4 再委託先中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・既定の内容</p>		<p>個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複製、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還</p>	<p>当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託禁止 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督、教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと</p>	<p>事後</p> <p>ポリシーの規定に基づく表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・具体的な方法</p>		<p>委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。</p>	<p>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。</p>	<p>事後</p> <p>再委託がないことによる変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>		<p>個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p>	<p>(内容) 札幌市内の児童手当業務以外の情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>	<p>事後</p> <p>表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-5 その他の措置の内容</p>		<p>1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供、移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が責任を負う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを防止する。</p>	<p>1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供、移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体を用いる場合には、Ⅱ.6 特定個人情報の保管・消去に記載の措置を講ずる。</p>	<p>事後</p> <p>特定個人情報の保管場所の変更に係る重要な変更</p>
<p>令和4年12月21日</p> <p>Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>		<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を取得し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供される機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 DV等被害者に関する情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p> <p>令和2年6月22日付け情報機第946号通知に基づき修正表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>

<p>令和4年12月21日</p>	<p>Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。</p> <p>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間における通信は暗号化されており、万一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。</p> <p>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	<p>事後</p>	<p>令和2年6月22日付け地情報第946号通知に基づく修正表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p>	<p>Ⅲ-7 その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>外部記憶媒体を用いる場合には、Ⅱ.6に記載の措置を行うほか、USBメモリに一時的に保存した情報資産を消去しているか、責任者が定期的に確認する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更に伴い、セキュリティ対策のための確認行為を追加するための変更であって、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>
<p>令和4年12月21日</p>	<p>Ⅲ-9 従業員に対する教育・啓発・具体的な方法</p>	<p><札幌市における措置> 児童手当に関する事務にかかわる職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 児童手当に関する事務にかかわる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>令和2年6月22日付け地情報第946号通知に基づく修正表記の変更であって、対策内容やリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更</p>